

2024年6月26日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西三丁目7番地
株 式 会 社 北 洋 銀 行
取締役頭取 津 山 博 恒

第168期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当行第168期定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項 1. 第168期（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）事業報告の内容および計
算書類の内容報告の件

本件は、上記事業報告の内容および計算書類の内容
を報告いたしました。

2. 第168期（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）連結計算書類の内容なら
びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件

本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結
果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

期末配当金は、普通株式1株につき5.0円と決定いた
しました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり、当行定款において監査等委員
会設置会社に移行するために監査等委員会および監査
等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査
役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行う
こと、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締

役に委任できるものとする規定を新設すること、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができるよう規定を変更すること等について承認可決されました。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本件は、原案どおり、安田光春、津山博恒、増田仁志、山田 明、米田和志、神戸俊昭の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案どおり押野均、西田直樹、谷口雅子、田原咲世の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額310百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。）と定めることについて承認可決されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり、監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内と定めることについて承認可決されました。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額および内容の一部改定の件

本件は、原案どおり、取締役に対する業績連動型株式報酬制度において、従前の社外取締役および国外居住者に加え、監査等委員である社内取締役も対象外とする改定を行うことについて承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会の決議により、次のとおり役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役会長	安田光春
取締役頭取 兼CEO 兼CHRO	津山博恒（代表取締役）
取締役副頭取 兼CBPO	増田仁志（代表取締役）
常務取締役 兼CRO	山田明
常務取締役 兼CFO 兼CSO 兼CIO	米田和志



~~~~~

第168期期末配当金は、1株につき5.0円と決定されましたので、同封の「配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にて、払渡しの期間内（2024年6月27日から2024年7月29日まで）にお受取りください。銀行預金口座等振込ご指定の株主さまは、ご指定口座への入金をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

[株式のご案内]

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月下旬
- 配当金受領 期末配当金 3月31日  
株主確定日 中間配当金 9月30日
- 公告方法 当行のウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) に掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、北海道新聞および日本経済新聞に掲載します。

● 株式事務取扱場所

| お手続の区分                                                           |       | 証券会社等に口座をお持ちの場合                                                                                                                                          | 特別口座の場合                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○株主名簿記載事項の変更<br>(商号、氏名、住所など)<br>○单元未満株式の買取・買増のご請求<br>○配当金受取方法の変更 | ご連絡先  | お取引の証券会社等にお問合せください。                                                                                                                                      | 〒168-8507<br>東京都杉並区和泉2丁目8番4号<br>みずほ信託銀行 証券代行部<br> 0120-288-324(フリーダイヤル) |
|                                                                  | 窓口    |                                                                                                                                                          | ○みずほ信託銀行<br>本店および全国各支店                                                                                                                                     |
| ○未払配当金の支払等                                                       | お問合せ先 | ○みずほ信託銀行 証券代行部<br>〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号<br> 0120-288-324(フリーダイヤル) |                                                                                                                                                            |

<单元未満株式の買取について>

1 单元(100株)未満株式をご所有の株主さまは、その单元未満株式につき買取をご請求いただけます。ご請求を受け付けた日の終値で買い上げたうえで、その代金を株主さまにお支払いいたします。

<单元未満株式の買増について>

お手持ちの单元未満株式と併せて1单元(100株)となる株式につき買増をご請求いただけます。单元未満株式をご所有されている株主さまにおかれましては、ぜひご利用くださいますようお願い申し上げます。

詳しくは、お取引の証券会社またはみずほ信託銀行にお問合せください。